



二宮町公告第 5 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札の参加資格等必要事項を次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 13 日

二宮町長 村田 邦子



1 一般競争入札に付する物件及び予定価格等

区分番号	名称	予定価格	500,000 円
自動車	いすゞ エルフ	入札保証金	50,000 円
		初度検査年月	平成 17 年 10 月
		走行距離	10154km
		排気量	4.77L
		型式	PB-NKR81N
		原動機の型式	4HL1

2 入札参加資格に関する事項

入札参加者に必要な条件は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められる者
- (2) 二宮町暴力団排除条例（平成 23 年二宮町条例第 21 号）第 2 条又は第 7 条に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (3) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反していると認められる者
- (4) 日本語を完全に理解できない者
- (5) 二宮町が別に定める二宮町インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「二宮町ガイドライン」という。）及び KSI 株式会社が定めるオークションに関連する規約・ガイドラインを承諾せず、順守できない者
- (6) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (7) 公有財産売却に関する事務に従事する二宮町の職員
- (8) 日本国に住所がない者
- (9) 日本国に連絡先がない者
- (10) 20 歳未満の者
- (11) 二宮町が定める誓約書に誓約できない者

3 入札説明書（二宮町ガイドライン）の交付期間及び交付方法

（1） 交付期間

令和8年1月14日（水）午後1時から令和8年2月3日（火）午後2時まで

（2） 交付方法

KSI 株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）及び二宮町のホームページからダウンロードするものとする。

4 入札参加申し込みの方法

（1） 入札参加希望者は、令和8年2月3日（火）午後2時までに公有財産売却システムにより参加仮申込みの手続きを行うこと。

（2） 仮申込みの手続きが完了した後、「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下、「申込書」という。）」と（3）に定める添付書類を令和8年2月3日（火）まで（郵送の場合は、令和8年2月3日（火）までの消印があるもの）を有効とする。に二宮町政策部財産経営課財産管理班に提出し、一般競争入札への参加を申し込むこと。

なお、期限までに申込書及び添付書類を提出しない場合は入札に参加できないものとする。

（3） 添付書類は次に掲げる書類とする。

個人の場合：運転免許証、マイナンバーカードまたはパスポートのコピー・暴力団などに該当しないことの誓約書及び同意書

法人の場合：商業登記簿謄本（登記事項証明書）・印鑑証明書・暴力団などに該当しないことの誓約書及び同意書

代理人の場合：上記に定める書類のほか委任状及び代理人の上記書類

5 入札手続き等

（1） 入札の期間

令和8年2月17日（火）午後1時から令和8年2月24日（火）午後1時まで

（2） 入札の方法

入札は、公有財産売却システムにより入札価格を登録するものとする。なお、この登録は、1回限り行うことができる。

（3） 開札の方法

公有財産売却システムにより行うものとする。

（4） 落札者の決定

令和8年2月26日（木）午後5時以降

6 入札保証金に関する事項

（1） 入札保証金の額は「1 一般競争入札に付する物件及び予定価格等」とおりとする。

（2） 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。

（3） 入札保証金には、利息を付さないものとする。

- (4) 落札者が二宮町の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は二宮町に帰属する。

7 落札者の決定方法

入札期間終了後、二宮町は開札を行い、売却区分（公有財売却の財産の出品区分）ごとに、公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者とする。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

8 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び、競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書（二宮町ガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

9 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

10 契約及び契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、令和8年3月5日（木）午後5時までに契約を締結しなければならない。
- (2) 契約に必要な書類は、売買契約書のほか、契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書と二宮町が落札者に送信した落札決定メールを印刷したものと、印鑑登録証明書（法人で、入札参加申込時に印鑑証明書を提出している場合は不要。）とする。
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当する。

11 売買代金の支払いに関する事項

売買代金は、二宮町が指定する口座へ銀行振込により令和8年3月10日（火）午後2時30分までに一括納付し、求めにより、納付したことが確認できる領収書等を二宮町に提示すること。

12 引渡し等に関する事項

- (1) 引渡し方法は、直接引渡しまたは落札者が依頼した指図運送人への引渡しとする。
- (2) 必要書類

二宮町が指定する期限までに引渡しを受けない場合：保管依頼書

直接引渡しを受ける場合：公の機関発行の顔写真付き本人確認書面及び写し1部、売買物件受領書

指図運送人に引き渡す場合：指図運送人引渡依頼書、運送依頼票等の書面等の写し、売買物件受領書

代理人が引渡しを受ける場合：委任状、落札者本人と代理人双方の印鑑登録証明書、代理人の公の機関発行の顔写真付き本人確認書面及び写し1部、売買物件受領書

- (3) 引渡し及び自動車の登録などに伴う費用は、すべて落札者の負担とする。
- (4) 落札者は、引渡し日から 14 日以内に名義変更等手続きを行うとともに、車両に「二宮町」等の表記がある場合はその表記を消除し、手続きの完了後 7 日以内に、手続きの完了が確認できる書類及び表記の消除処理後の写真を二宮町に提出すること。

13 下見会の開催等

自動車 いすゞ エルフ

- (1) 連絡先 二宮町 財産経営課 財産管理班（役場庁舎 2 階）

電話 0463-75-9483 内線 321

※下見会参加は予約制とし、前日の午後 4 時までに上記連絡先に連絡し予約すること。予約がない場合は参加不可とする。

- (2) 日時 令和 8 年 1 月 23 日（金）午前 9 時から午後 4 時まで

- (3) 場所 神奈川県中郡二宮町二宮 1240-10 生涯学習センター ラディアン

- (4) 下見会に参加をして物件の状態を充分確認した上で入札に参加すること。下見会に参加しない場合は公有財産売却システムの物件詳細画面等の閲覧により確認したものとみなす。現状有姿と公有財産売却システムの物件詳細画面等の記載が異なる場合、現状有姿を優先する。

14 その他注意事項

売却予定物件は中古品であることを充分理解した上で入札すること。引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わない。